

中山間地域農業農村総合整備事業＜公共＞

令和8年度予算額 4,356百万円（前年度 3,990百万円）
〔令和7年度補正予算額 2,328百万円〕

＜対策のポイント＞

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

＜事業目標＞

中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合（10割〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農業生産基盤整備

- ・ 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・ 国土保全のための農用地保全施設
- ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

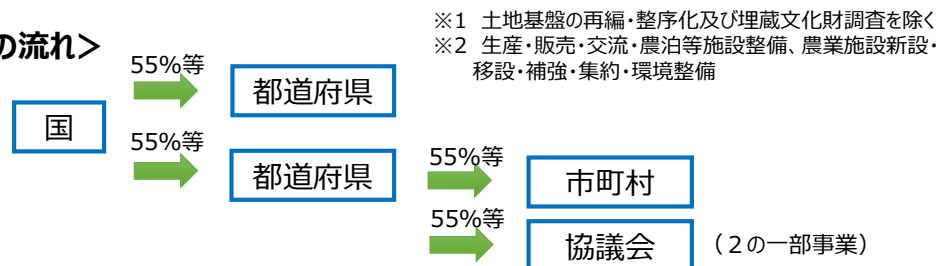
2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

- ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・ 高収益作物の導入に必要な農業施設
- ・ 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

【実施要件】

- ・ 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- ・ 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- ・ 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上）
- ・ 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



〔お問い合わせ先〕 農村振興局地域整備課 （03-6744-2200）

中山間地域農業農村総合整備事業の考え方・概要

1. 基本的な考え方

- 中山間地域は、人口減少や高齢化が平地より進行し深刻な状況にある一方で、農地面積や農業生産額は全体の4割を占めている。中山間地域の中には、土地利用型農業を行う地域もあれば、**地域の特色を活かした営農を行う地域**もあり、そのような地域において、持続可能で魅力のある農業・農村を創造していく必要がある。
- このため、平地に比べて整備が遅れている中山間地域の**農地、農業水利施設、農道等の生産基盤整備と生産・販売施設等の総合的な整備**を通じて、
 - ① 高収益作物の導入拡大や**農産物の高付加価値化等による農業者の所得確保**
 - ② 耕作の維持が難しい**農地**や老朽化した**水利施設等の生産基盤の保全・再編利用**
 - ③ 地域の特色ある**農業の展開を基軸とした**地域の活性化の取組による**新たな就業機会の創出**などを図る。

2. 事業概要

【実施主体】

都道府県、市町村、協議会（農村振興環境整備事業の一部メニューに限る）

【採択要件】

- (1) 受益面積：農業生産基盤整備**10ha以上**
(生産・販売施設等を整備する場合は**5ha以上**)
- (2) 工種数：農業生産基盤整備1工種以上、全体2工種以上
- (3) 対象地域：**5法指定地域**（過疎、山村、離島、半島、特定農山村）又は**指定棚田地域**であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域
- (4) 次に掲げる**①及び②の取組を行う地区**であること

取組① 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保

（具体的には、**販売額の増加**、若しくは**営農コスト**又は**集出荷・加工コストの削減**について、地区毎に**独自の数値目標**を設定）

取組② 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用

（具体的には、地域の特色ある農業の展開に必要な生産基盤を維持・強化する観点から、**耕作の維持が難しい農地の粗放的な保全や利用を図るための土地基盤の再編・整序化、水管理の省力化等**を図るための水利施設の再編・統廃合等の農村インフラの整備計画を作成）

【補助率】

55%等（県営(内地)の場合のガイドライン：国55%、県32%、市町村11%、農家2%）

事業と取組のイメージ

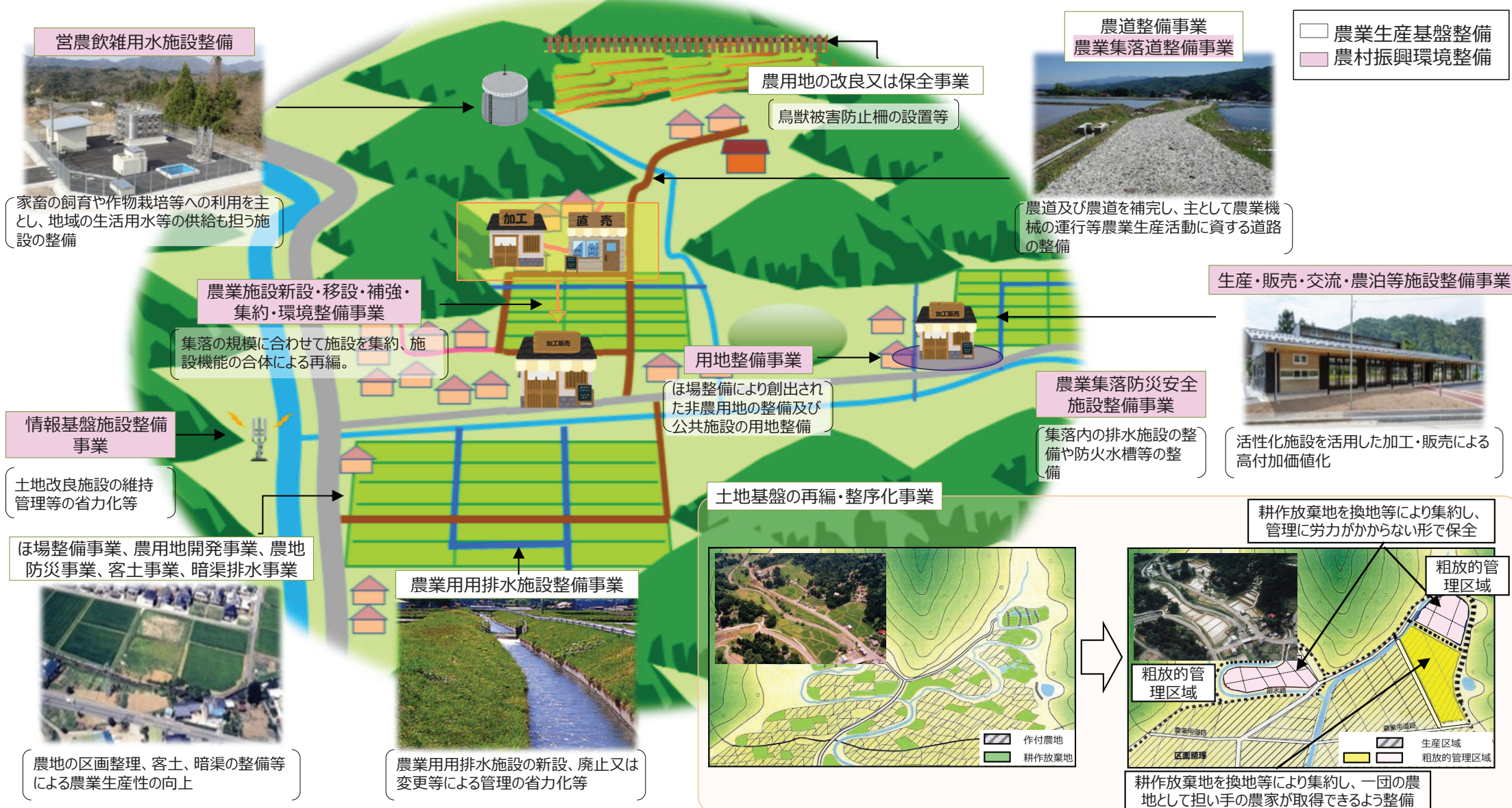


中山間地域農業農村総合整備事業の事業イメージ

<ポイント>

中山間地域において、農業生産基盤の整備と、農村振興環境の整備を総合的に実施※。

※：農業生産基盤整備と農村振興環境整備に2工種以上取り組み、かつ、
農業生産基盤整備に1工種以上取り組み、農業生産基盤整備の受益面積合計が10ha以上（生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上）であることが必要。



中山間地域農業農村総合整備事業の事業メニュー

【実施要件】

次の全てに該当すること

- ・ 1 及び 2 から 2 工種以上取り組むこと
- ・ 1 (1)～(8)のうち 1 工種以上取り組み、その受益面積の合計が10ha以上であること
(ただし、2 (5) 又は 2 (7) に取り組む場合は、1 (1)～(8)の受益面積の合計が 5 ha以上であること)

1. 農業生産基盤整備事業

事業メニュー	事業内容
(1)農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）
(2)農道整備事業	農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止若しくは変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）又は農道橋等の保全対策
(3)ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更又はこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
(4)農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）又はこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
(5)農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
(6)客土事業	農用地につき行う客土
(7)暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
(8)農用地の改良又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業
(9)土地基盤の再編・整序化事業	耕作放棄地等の再編・整序化に係る土地を保全・再編利用するために必要な事業
(10)埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査

2. 農村振興環境整備事業

事業メニュー	事業内容
(1)農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備又は土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
(2)営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
(3)農業集落防災安全施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設又は農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
(4)用地整備事業	ほ場整備等により創出された非農用地の整備又は農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備
(5)生産・販売・交流・農泊等施設整備事業	地域の特色を活かした農産物の集出荷・貯蔵及びその加工・販売、生産等を目的として利用されることにより地域の所得確保や農業・農村の活性化に資する施設、農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等若しくは農泊に資する施設の整備又はこれらに附帯する施設の整備
(6)情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
(7)農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強、高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修、集落基盤再編計画に基づく、農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去又は撤去跡地の整備、農業施設の新設若しくはほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
(8)農村資源利活用推進施設整備事業	農村地域における農産廃棄物等の地域資源を活用して農業生産の補完等を行うための施設及びこれに附帯する施設の整備
(9)交換分合事業	農用地等の交換分合